

第 24 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議録（要旨）

日 時 令和 3 年 2 月 1 2 日（金）
午後 4 時～午後 4 時 3 0 分
場 所 本庁舎 3 階 特別会議室

1 議 題

（1） 公共施設の利用について

- ・ 新型インフルエンザ等特別措置法の一部が改正され、まん延防止等重点措置が新設された。現在、本市では緊急事態宣言発令中は全館利用中止となっているが、緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置が適用された場合、休館とするか開館するか決定したい。
- ・ 緊急事態宣言が解除された翌日から公共施設を開館する方針とする。なお、風呂のメンテナンスなどそれぞれの施設の事情があるため、それぞれの施設にて開館日などの対応を適宜行う。
- ・ 全公共施設休館決定から再開するフローにおいて、休館を決定するための 1 週間を火曜日から月曜日としていたが、前 7 日に変更する。
- ・ 本市独自で公共施設を利用中止する場合は、事実を確認した日の翌々日とする。
（保健所から金曜日の夕方連絡があれば、日曜日から利用中止）
- ・ 公共施設利用者の中でマスクをはめていない方がいるため、気を付けていただきたい。

（2） その他

- ・ 2 月 1 7 日 1 3 時よりワクチン接種の訓練を美和保健センターにて実施する。